

秋田県告示第211号

秋田県立都市公園条例（昭和50年秋田県条例第7号）第23条第1項の規定により、次のとおり秋田県立北欧の杜公園の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県立北欧の杜公園の利用料金は、令和元年10月1日から適用する。

令和元年9月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1 秋田県立都市公園条例第4条第1項各号に掲げる行為をする場合の利用料

区分	単位	利用料金の額	
行商、募金その他これらに類する行為	1人につき1日	870円	
業として行う写真	写真	写真機1台につき1月	16,200円
又は映画の撮影	映画	1日につき	7,170円
興行	イベント広場	1日につき	14,700円
	イベント広場以外	使用面積1平方メートルにつき1日	50円
競技会、集会その他これらに類する催しの開催	イベント広場	1日につき	14,700円
	イベント広場以外	使用面積1平方メートルにつき1日	50円

備考

- 使用期間を単位とする使用については、次の(1)及び(2)に定めるところによる。
  - 月を単位とする使用については、使用期間が1月未満であるとき又は使用期間に1月未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を日割をもって計算する。
  - 日を単位とする使用については、使用期間が1日未満であるとき又は使用期間に1日未満の端数があるときは、当該使用期間又は当該端数を1日とする。
- 使用面積を単位とする使用については、使用面積が1平方メートル未満であるとき又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該使用面積又は当該端数を1平方メートルとする。
- 使用料の額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

第2 都市公園の公園施設等を使用する場合の利用料

1 施設利用料

区分	利用料金の額				
パークセンター	第1研修室	全区画	1時間につき 720円		
		2分の1区画	1時間につき 360円		
	第2研修室	1時間につき 960円			
オートキャンプ場	テントサイト	電源を使用する場合	宿泊	定員6名	1区画1泊につき 4,600円
			ツーリング（自動二輪車・自転車 フリーサイト）定員2名	1区画1泊につき 2,000円	
			定員を超える一般	1区画1名1泊につき 200円	
			定員を超える学生・生徒・児童	1区画1名1泊につき 100円	
			日帰り	定員6名	1区画1回につき 1,500円
			ツーリング（自動二輪車・自転車 フリーサイト）定員2名	1区画1回につき 1,200円	
	定員を超える一般	1区画1名1回につき 200円			
	定員を超える学生・生徒・児童	1区画1名1回につき 100円			
	電源を使用しない場合	宿泊	定員6名	1区画1泊につき 4,100円	
			ツーリング（自動二輪車・自転車 フリーサイト）定員2名	1区画1泊につき 1,500円	
			定員を超える一般	1区画1名1泊につき 200円	
		定員を超える学生・生徒・児童	1区画1名1泊につき 100円		
日帰り		定員6名	1区画1回につき 1,200円		
		ツーリング（自動二輪車・自転車 フリーサイト）定員2名	1区画1回につき 1,000円		
	定員を超える一般	1区画1名1回につき 200円			

			定員を超える学生・生徒・児童	1区画1名1回につき	100円	
キャンピングカーサイト	宿泊			1区画1泊につき	6,800円	
	日帰り			1区画1回につき	2,100円	
トレーラーハウス (定員5名)	宿泊			1台1泊につき	13,600円	
	日帰り			1台1回につき	6,300円	
テニスコート				1面1時間につき	220円	
パークゴルフ場	一般			1人につき	400円	
	学生・生徒・児童			1人につき	250円	
	回数券 (6回券)	一般		2,000円		
		学生・生徒・児童		1,250円		

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間がその使用について定められた使用時間の単位となる時間（以下備考1及び3の表の備考1において「単位使用時間」という。）に満たないとき又は使用時間に単位使用時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を単位使用時間とする。
- 2 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。

2 附属施設・設備利用料

区分		利用料金の額
オートキャンプ場	シャワー	1回につき 100円
	洗濯機	1回につき 200円
	乾燥機	1回につき 200円
休憩所	シャワー	1回につき 100円

3 器具利用料

区分		利用料金の額
自転車	一般	1台2時間につき 150円
	学生・生徒・児童	1台2時間につき 100円
モニターテレビ		1台1時間につき 170円
ビデオテープレコーダー		1台1時間につき 170円
オーバーヘッドプロジェクター		1式1時間につき 110円
スライド用映写機		1式1時間につき 110円
移動式黒板		1台1時間につき 110円
拡声装置		1式1時間につき 360円
テニスラケット		1本1回につき 250円
その他の器具		1品目1単位1回につき 110円

備考

- 1 使用時間を単位とする使用については、使用時間が単位使用時間に満たないとき又は使用時間に単位使用時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を単位使用時間とする。
- 2 この表において「学生・生徒・児童」とは、大学及び高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒並びに小学校の児童（これらの者に準ずる者を含む。）をいう。